

(防災協定)  
「都立学校における震災時の電気設備等の  
応急対策業務に関する協定」

実施要領

(出動マニュアル)

令和5年7月20日

東京都教育委員会  
(一社)東京電業協会  
(一社)東京都電設協会

東京都教育委員会と一般社団法人東京電業協会並びに一般社団法人東京都電設協会において、平成 21 年 3 月 16 日に締結した「都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定（以下、防災協定という）に基づき、震災時の実際の出動等が円滑に行われるよう次の通り実施要領を記します。

## 1. 震災時の窓口

- (1) 東京都教育委員会の窓口は公益財団法人東京都教育支援機構（以下「TEPRO」という。）とします。
- (2) 協会側窓口は防災協定に基づく地区別対応表に記載の「東部地区連絡責任者」、「中部地区連絡責任者」、「西部地区連絡責任者」とします。

## 2. 防災協定に基づく地区別対応表

震災時の連絡網は後掲の「地区別対応表」の通りとし、この連絡網は毎年 1 回定期的に更新するものとします。

## 3. 出動手順（5 頁の「都立学校における電気設備等の応急復旧協定に基づく業務の流れ①」参照）

- (1) 大地震が発生し、都立学校において、平時のメンテナンス会社、取引工事会社等で電気設備の応急対策を行うことができない場合、TEPROを通じて、協会側の各「地区連絡責任者」（正）へ学校名等を指定して出動要請「電気設備等の応急対策業務依頼書」（様式 1-1）の連絡がFAXまたは電子メール等にて入ります。（「地区連絡責任者」（正）に連絡がつかない場合、「地区連絡責任者」（副）に連絡が入ります。）
- (2) 「地区連絡責任者」（正）は、その「指定学校」が、自分の地区のどの班に属するか確認し、班の「連絡担当者」（正）へ「電気設備等の応急対策業務依頼書」（様式 1-1）をFAXまたは電子メール等で流し連絡を入れます。（班の「連絡担当者」（正）に連絡がつかない場合、同じ班の「連絡担当者」（副）に連絡が入ります。）
- (3) 班の「連絡担当者」（正）は、その「指定学校」の担当会員(正)を「地区別対応表」から確認し、「電気設備等の応急対策業務依頼書」（様式 1-1）をFAXまたは電子メール等で流し実際の出動の連絡をします。担当会員(正)に連絡がつかない、あるいは出動できない場合、担当会員(副)へ連絡をとります。正副とも出動不可の場合、班の「連絡担当者」は班内の他の会員へ連絡をとり出動会員を調整します。
- (4) 出動会員（正または副）は、「電気設備等の応急対策業務依頼書」（様式 1-1）に記載の学校担当者へ連絡のうえ出動します。「指定学校」に到着したら、学校担当者と打合せし、必要な電気設備等の応急措置を行うとともに「電気設備等の被災状況・応急措置報告書」（様式 1-2）により、「班の連絡担当者」、「地区連絡責任者」を通して、TEPROへFAXまたは電子メール等により電気設備等の被災状況を報告します。
- (5) 出動会員（正または副）は上記（4）の後、必要に応じて学校側と相談の上、TEPROへ復旧工事の見積を提出し、TEPROから指示を仰いでください。

(出動手順の一例 中野区の鷺宮高等学校の場合 通常パターン) ①  
「調査及び応急措置時」

- ① 都内に大震災が発生し、中野区の鷺宮高等学校が T E P R O へ電気設備の応急対策業務の支援を要請。
- ② T E P R O から中部地区連絡責任者(正)の(株)関電工へ中野区の鷺宮高等学校へ出動の要請依頼(FAX または電子メール等)が入る。 (様式 1-1 による)
- ③ 中部地区連絡責任者の(株)関電工は中野区の鷺宮高等学校が中部地区の C 班にあることを確認し、C 班の連絡担当者(正)の(株)トーエネック東京本部へ連絡(FAX または電子メール等)。 (様式 1-1 による)
- ④ C 班の連絡担当者(正)の(株)トーエネック東京本部は鷺宮高等学校の担当会員(正)の No. が 2330 であることから朝日電気工業(株)へ出動を要請(FAX または電子メール等)、これを受け朝日電気工業は鷺宮高等学校へ事前連絡。
- ⑤ 朝日電気工業は出動・調査・応急処置を施す。
  - ア. 高圧設備、低圧設備、弱電設備等の漏電、断線状況を確認する。
  - イ. 被害の状況から「電気供給の禁止」の措置が必要かの判断をする。
  - ウ. 仮設供給の対応が必要かの判断をする。
  - エ. 端末処理・通電禁止等の処置を行う。
  - オ. 応急処置が可能なものは早期に実施する。
  - カ. 学校からの指示に従い電気工作物の撤去、仮設電気の供給を行う。
  - キ. 被害状況、応急措置施工中、完了のそれぞれの段階で写真撮影を行う。
  - ク. 測定試験は、被害時、完了のそれぞれの段階で測定試験を実施する。
- ⑥ 朝日電気工業は「電気設備等の被災状況・応急措置報告書」を学校責任者による応急処置の完了検査を受け、その承認を得たのち、C 班の連絡担当者へ提出する。これを受けた C 班の連絡担当者は報告書の内容を確認した上で中部地区連絡責任者へ提出(転送)する。  
中部地区連絡責任者は報告書の内容を確認した上で T E P R O、及び(一社)東京電業協会へ提出(転送)する。 (様式 1-2 による)

(出動手順の一例 中野区の鷺宮高等学校の場合 通常パターン) ②  
「対策工事が必要になった時」

- ① **TEPRO**より「対策工事見積要請」が**朝日電気工業**にあった場合。
- ② **朝日電気工業**は**TEPRO**へ「対策工事内容報告書」を見積その他必要な書類を添付して提出する。  
(様式2-1による)
- ③ **朝日電気工業**は**TEPRO**よりの「対策工事着工指示」を待つ
- ④ **朝日電気工業**は「対策工事着工報告書」を**中野区の鷺宮高等学校**の担当者に提出してから着手する。また、同時に**C班の連絡担当者**へ提出し、**C班の連絡担当者**は**中部地区連絡責任者**へ提出(転送)する。  
**中部地区連絡責任者**は「対策工事着工報告書」を**(一社)東京電業協会**へ提出(転送)する。  
(様式2-1による)
- ⑤ **朝日電気工業**は工事が完了したあかつきには、発注者に報告するとともに、**中野区の鷺宮高等学校**の担当者に「対策工事完了報告書」を提出する。  
(様式2-2による)
- ⑥ **中野区の鷺宮高等学校**の担当者の検査・承認得る。  
**朝日電気工業**は検査・承認を得た後「対策工事完了報告書」を**C班の連絡担当者**に提出する。また、「対策工事完了報告書」を受け取った**C班の連絡担当者**は**中部地区連絡責任者**へ提出(転送)する。**中部地区連絡責任者**は**(一社)東京電業協会**に提出(転送)する。(様式2-2による)
- ⑦ **朝日電気工業**は**TEPRO**へ対策工事代金を直接請求する。
- ⑧ **TEPRO**は**朝日電気工業**に工事代金を直接支払う。

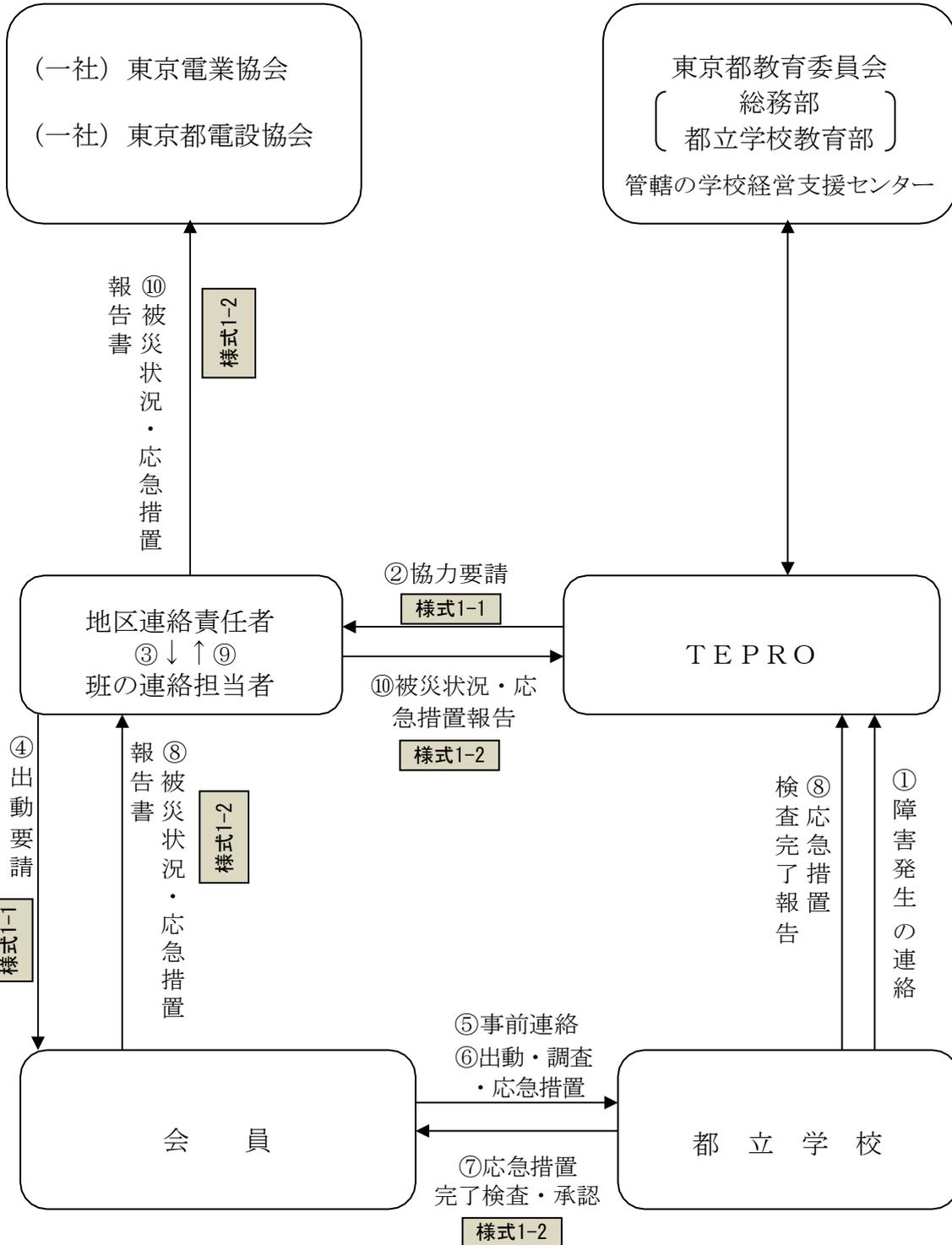
#### 4. 本協定に関する問い合わせ先

- (1) 都立学校等
- 東京都教育庁総務部 電話 03-5320-7791 FAX 03-5388-1725
  - 教育庁都立学校教育部 電話 03-5320-6712 FAX 03-5388-1727
  - 公益財団法人東京都教育支援機構 (TEPRO)  
電話 03-5989-1780 FAX 03-3365-0220
- (2) 東京電業協会会員 →東京電業協会事務局 電話 03-3403-5181 FAX 03-3402-5350
- (3) 東京都電設協会会員→東京都電設協会事務局 電話 03-5330-5631 FAX 03-5330-5632

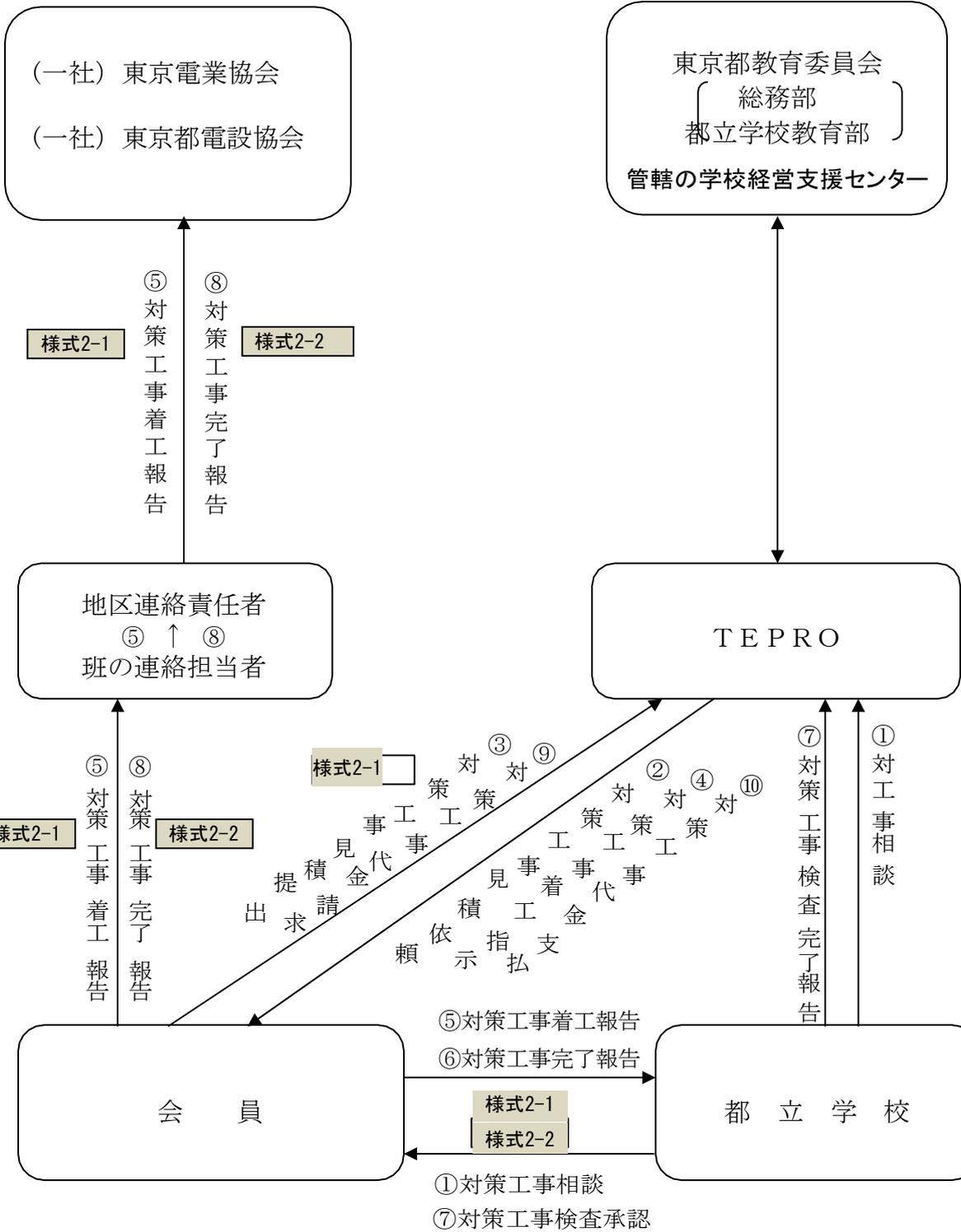
なお、本協定に関する教育庁に対する業界側窓口は東京電業協会事務局に置きます。

各都立学校の窓口は経営企画室です。

都立学校における電気設備等の応急復旧協定に基づく業務の流れ①  
(調査及び応急措置時)



都立学校における電気設備等の応急復旧協定に基づく業務の流れ②  
 (対策工事が必要になった時)



(一社)東京電業協会 東部・中部・西部 地区連絡責任者  
 (一社)東京都電設協会

殿

電気設備等の応急対策業務依頼書		文書番号	第 号	
		発信年月日	年	月
発信者名		公益財団法人東京都教育支援機構(TEPRO)		
発信担当者名		連絡先	TEL	
出動・応援 の場所	学校名	東京都立 学校		
	学校 所在地			
	学校担当 者①氏名	学校担当者 連絡先	TEL他	
	学校担当 者②氏名			
依 頼 内 容	現況	<p>&lt;依頼までの経緯&gt;</p> <p>①被害発生日 月 日 午前・午後</p> <p>②被害の状況</p> <p>③学校職員 現場確認→ 現在の対応状況→</p> <p style="text-align: right;">添付資料等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>		
	業務内容	①被災状況の調査報告 ②応急措置・対策工事		
	特記事項	<p>①貴地区管理下の対応可能な会員企業を指定して出動を要請ください。</p> <p>②出動会員企業には上記の該当校に事前連絡をとるよう指示ください。 (事前連絡がつかない場合は省略可)</p> <p>③出動会員企業に該当校の電気設備被災状況を班の連絡担当者→地区連絡責任者を通して上記TEPROへ報告(様式1-2)するとともに、応急措置を行うよう指示ください。</p> <p>④必要に応じて、対策工事の見積りをTEPROへ提出し、指示を仰ぐよう出動会員企業に指示ください。</p>		
処理経過				

公益財団法人東京都教育支援機構 (TEPRO)  
殿

電気設備等の被災状況・応急措置報告書		発信年月日	
		年	月 日
発信者名		電気工事株式会社	
発信担当者名		連絡先	TEL
出動・応援の場所	学校名	東京都立 学校	
	学校所在地		
	学校担当者氏名	学校担当者連絡先	TEL他
報告内容	現況	1. 出動日 月 日 午前・午後 2. 出動人数 3. 電気設備の被害の状況 (建物名・被害箇所・状況等) ① ② ③ ④ 添付資料等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	応急措置	(応急措置の内容)          (応急措置の内容確認・承認) 学校担当者サイン _____	
処理経過	注) 応急措置完了後速やかに学校担当者に確認・承認を得ること。		

「都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定」様式1-2



公益財団法人東京都教育支援機構(TEPRO)  
殿

電気設備等の対策工事完了報告書		発信年月日		年	月	日
		発信者名 電気工事株式会社				
発信担当者名		連絡先		TEL		
出動・応援 の場所	学校名	東京都立 学校				
	学校 所在地					
	学校担当 者氏名	学校担当者 連絡先		TEL他		
報 告 内 容	対策工事 の内容	(対策工事の内容)				
		1. 工事概要				
		2. 添付資料等 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無				
		(対策工事の内容確認・承認) 学校担当者サイン				
注)対策工事完了後速やかに学校担当者に確認・承認を得ること。						
処 理 経 過						

## 都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定

東京都教育委員会（以下「甲」という。）と社団法人東京電業協会及び社団法人東京都電設協会（以下「乙」という。）は、大規模な震災が発生した場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、東京都内に大規模な震災が発生した場合に、甲が所管する都立学校（以下「都立学校」という。）の電気設備（電気器具・配線を含む）の機能確保及び復旧を図るため甲と乙との基本的な事項を定め、震災に対して迅速かつ円滑に対応することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、東京都内に震災が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、必要に応じて乙に対し、都立学校における応急対策業務への協力を要請することができる。

### （業務の内容）

第3条 協力要請を行う応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲の電気設備に関する被災状況の調査報告
- （2）甲の電気設備に関する応急措置・対策工事

### （要請手続）

第4条 甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施区域への出動を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

### （業務の実施）

第5条 乙は、甲からの協力要請を受けた場合には、速やかに応急対策業務を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等を出動させるものとする。

- 2 前条に基づき出動した乙の会員は、あらかじめ甲乙で協議した担当都立学校において、それぞれ施設管理者の指示に従い第3条で定める業務を実施するものとする。
- 3 乙は、会員が業務を完了したときは、その状況を速やかに文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく文書を提出するものとする。

### （費用負担）

第6条 甲は、乙の会員が第3条に定める応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

## (損害の負担)

第 7 条 業務の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定める。

## (災害補償)

第 8 条 業務従事者が、本業務において負傷し若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の取り扱いは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 38 年 東京都条例第 38 号）に定めるところに準じるものとする。

## (協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して別途定めるものとする。

2 この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

## (有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。なお、有効期間満了の日までに、甲乙いずれにも異議のない場合には、その翌日から 1 年間延長するものとみなし、以後この例による。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 21 年 3 月 16 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
東京都教育委員会

教育長 大原 正行 印

乙 東京都港区元赤坂一丁目 7 番 8 号  
社団法人東京電業協会

会 長 馬田 榮 印

東京都港区東麻布二丁目 29 番 8 号  
社団法人東京都電設協会

会 長 牧野 光洋 印

## 都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定 実施細目

## (趣 旨)

第1条 この細目は、都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第9条に基づき、その実施に関し、必要な事項を定める。

## (要請手続)

第2条 協定第2条の協力要請（以下「要請」という。）は、東京都教育委員会（以下「甲」という。）が都立学校施設の維持管理に関して委託している公益財団法人東京都教育支援機構（以下「TEPRO」という。）から一般社団法人東京電業協会及び一般社団法人東京都電設協会（以下「乙」という。）が乙と乙の会員（以下「会員」という。）との連絡を統括する者として地区ごとに定めるもの（以下「地区連絡責任者」という。）に対して行う。

## (業務の実施)

第3条 甲は協定締結後、速やかにTEPROの地区担当者が所管する都立学校を乙に対して明らかにし、乙はこれに基づき、震災時に各会員の担当する都立学校を決定するとともに、地区連絡責任者を決定して、甲に報告する。

2 地区連絡責任者は、TEPROから要請を受けた時は、要請にかかる都立学校を担当する会員に連絡を行い、その出動を促す。

3 前項の連絡を受けた会員は出動に当たり、要請にかかる都立学校に連絡を行う。

4 協定第5条第3項の報告先はTEPROとする。

## (費用の精算)

第4条 甲は、協定第3条の業務に要する費用については、会員の請求に基づき、TEPROが支払う。

## 附 則

この実施細目は、平成21年4月1日から実施する。

## 附 則（令和5年6月30日5教総総第811号）

この実施細目は、令和5年7月1日から実施する。